

平成20年8月

A T Mコーナーにおける携帯電話での通話自粛のお願いについて

昨今、振り込め詐欺被害が急増し、再び社会問題化しております。なかでも最近では、税務署、社会保険事務所、市町村などの職員になりすました「還付金詐欺」など、A T Mの操作誘導や、A T Mの操作手順をお客さまの携帯電話に指示し、本人の気づかないうちに犯人の口座に振込をさせるなど、手口は巧妙です。

当金庫では、お客さまの犯罪被害を未然に防止するために、平成20年7月25日付全国信用金庫協会の申し合わせ「A T Mコーナーにおける携帯電話での通話自粛の呼びかけについて」に沿って、次のとおり対応することにしましたので、お知らせします。

- ・ A T Mコーナーでの携帯電話の通話をご遠慮ください。
(A T Mから概ね2メートル以内の範囲を指します。)
- ・ A T Mコーナーで携帯電話をご利用のお客様には、振り込め詐欺をはじめとする犯罪被害防止の観点から職員などがお声かけをさせて頂くことがありますのでご了承ください。

以上